

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

### 新潟県教育委員会規則第8号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(本庁)</p> <p><b>第3条</b> 本庁とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第17条第2項</u>の規定により設ける分課及びこれに相当する機関をいう。</p> <p>(出先機関)</p> <p><b>第4条</b> 出先機関とは、<u>法第17条第2項</u>の規定により設ける教育事務所をいう。</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(7)～(24) (略)</p> <p>財務課 (略)</p> <p>福利課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童手当に関する事項</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>義務教育課～保健体育課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第13条</b> 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の給与、旅費及び<u>児童手当</u>に関する事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(本庁)</p> <p><b>第3条</b> 本庁とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第18条第2項</u>の規定により設ける分課及びこれに相当する機関をいう。</p> <p>(出先機関)</p> <p><b>第4条</b> 出先機関とは、<u>法第18条第2項</u>の規定により設ける教育事務所をいう。</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5)</p> <p><u>(6) 教育に係る特例民法法人に関し他課の所管に属しない事項</u></p> <p><u>(6)の2</u> (略)</p> <p>(7)～(24) (略)</p> <p>財務課 (略)</p> <p>福利課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童手当及び<u>子ども手当</u>に関する事項</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>義務教育課～保健体育課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第13条</b> 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の給与、旅費、<u>児童手当</u>及び<u>子ども手当</u>に関する事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p>

学校支援第1課～社会教育課 (略)	学校支援第1課～社会教育課 (略)
(教育次長)	(教育次長)
<b>第20条</b> (略)	<b>第20条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 教育次長は、教育長を補佐してその事務を <u>整理する</u> 。	3 教育次長は、教育長を補佐してその事務を <u>整理し、教育長に事故があるときはその職務を代理し、教育長が欠けたときはその職務を行う</u> 。
4・5 (略)	4・5 (略)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合には、この規則による改正前の新潟県教育委員会組織規則第20条の規定は、なおその効力を有する。